

建設工事監理業務委託特記仕様書

第1章

1 業務名称 : 大阪府済生会富田林病院建設工事監理業務委託

2 履行期間 : 契約締結の日から平成33年10月31日まで

3 対象施設概要

この建設工事監理業務（以下「本業務」という。）の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 : 大阪府済生会富田林病院
- (2) 敷地の場所 : 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号 ほか
- (3) 施設用途 : 総合病院（平成21年国土交通省告示第15号別添二第十号 第2類とする。）

4 対象工事の概要

本業務の対象工事の名称及び工期等は、次のとおりとする。

- ・工事名：大阪府済生会富田林病院建設工事
- ・工事概要
 - (1) 病院本棟新築工事
 - 構造規模：鉄筋コンクリート造（免震構造）地下1階地上6階建て
 - 建築面積：5,499.20㎡（外部庇含む） 延べ面積：21,202.47㎡
 - (2) 健診センター棟新築工事
 - 構造規模：鉄骨造2階建て
 - 建築面積：589.71㎡ 延べ面積：1,184.20㎡
 - (3) マニホール棟新築工事
 - 構造規模：鉄骨造平屋建て
 - 建築面積：121.80㎡ 延べ面積：121.80㎡
 - (4) 倉庫（既存健診センター）棟改修工事
 - 構造規模：鉄骨造平屋建て
 - 建築面積：556.41㎡ 延べ面積：556.41㎡
 - (5) 外構工事 一式
 - 駐車・駐輪場新設工事、植栽工事、舗装その他工事
 - (6) 解体工事 一式
 - 既存病院本館等撤去工事
 - (7) 上記（1）～（6）に係る電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事及び昇降機設備工事
- ・工期：契約締結の日から平成33年10月下旬まで

第2章 業務仕様

1 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印に○印の付いた場合は、共に適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（国土交通省官庁営繕管理部が制定または監修したのとする。年版は実施設計時における最新版とする。）による。

2 管理技術者等の資格要件等

本業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「管理技術者等」とは、「管理技術者」「担当技術者」を総称している。工事監理体制は、管理技術者等を少なくとも1名以上現場に常駐させ、工事監理を行うこととする。

(1) 管理技術者

管理技術者については、次の要件を満たし、かつ設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する、開札日の前日以前に受注者と雇用関係がある者とする。

◎建築士法（昭和25年法律第202号）による（◎一級建築士・建築設備士）であること。

・建築士法（昭和25年法律第202号）による（・一級建築士・建築設備士）であることまたは建築設備工事設計業務または建築設備管理業務に係る経験年数が10年以上の者

◎公共建築工事標準仕様書（（◎建築・電気設備・機械設備）工事編）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験（過去5年間）を有すること

◎上記のほか、実務経験等に関して次のいずれかの条件を満たす者

・8年以上の実務経験相当の能力を有すること

◎5年以上の実務経験相当の能力を有すること

(2) 担当技術者

担当技術者については、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

◎建築（意匠）、◎建築（構造）、◎電気設備、◎機械設備をそれぞれ1名以上とし、資格要件は次による。

当該担当の各部門に応じた工事標準仕様書（国土交通省（旧建設）大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、調査職員がそれと同等の能力があると認めた者であること

【建築担当】

①一級建築士

②建築（意匠）、建築（構造）担当技術者は兼務してもよい。

③上記のほか、実務経験に関して次のいずれかの条件を満たす者

・ 8年以上の実務経験相当の能力を有すること

・ 5年以上の実務経験相当の能力を有すること

④ 2年以上の実務経験相当の能力を有すること

【設備担当】

・ 建築設備士

・ 一級の国家資格を有する者

⑤ 高等学校卒業後 10 年（大学卒業後 5 年以上）の実務経験を有すること

3 工事監理業務の内容

(1) 一般業務

ア 工事監理に関する業務

(ア) 工事監理方針の説明等

a 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。

b 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。

(イ) 設計図書の内容の把握等

a 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容を取りまとめ、調査職員に報告する。

b 質疑書の検討

工事の受注者から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。

(ウ) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

a 施工図等の検討及び報告

①設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を

調査職員に報告する。

②①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

③②の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

b 工事材料、設備機器等の検討及び報告

①設計図書の定めにより工事の受注者等が提案または提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案または提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

②①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

③②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案または提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(エ) 対象工事と設計図書との照合及び確認

工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(オ) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告

①（エ）の結果、対象工事が設計図書のとおり実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

②（エ）の結果、対象工事が設計図書のとおり実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

③調査職員から対象工事が設計図書のとおり実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

④工事の受注者等が必要な補修を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を調査職員に報告する。

⑤④の結果、補修が適切になされていないと認められる場合の再補修等の取扱い、①、②、③、④の規定を準用する。

(カ) 業務報告書等の提出

対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び調

査職員が指示した書類等の整備を行い、調査職員に提出する。

イ 工事監理に関するその他の業務

(ア) 工程表の検討及び報告

- ① 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。
- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。
- ③ ②の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(イ) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- ① 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。
- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。
- ③ ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(ウ) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

a 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告

- ① 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。
- ② ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、または調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。
- ③ 工事の受注者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。
- ④ ③の結果、補修が適切になされていないと認められる場合の再補修等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

b 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また、工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

c 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(エ) 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。

(2) 追加業務の内容

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

ア 関連工事の調整に関する業務

⊙工事が複数の請負業者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事の受注者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討する。

イ 施工計画等の特別な検討・助言に関する業務

⊙現場・製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、工事受注者等に対して助言すべき事項を検討する。

ウ 完成図の確認

⊙設計図書の定めにより、工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。なお、確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討する。

4 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとする。

ア 建築

- ⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ⊙建築設計基準・同解説

- 建築改修設計基準・同解説
- 建築構造設計基準・同解説
 - 建築鉄骨設計基準・同解説
- 建築工事標準詳細図
 - ・ 敷地調査共通仕様書
 - ・ 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説

イ 設備

- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
 - ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針
 - ・ 建築設備設計計算書作成の手引き

業務区分は工事監理業務区分表により、用語の定義は次のとおりとする。

管理技術者等の業務

調査	調査職員の承諾、指示、協議及び確認を必要とする事項について、 ①受注者より提出された資料について、設計図書等との照合を行うこと。 ②施工状況等について現地調査を実施し、その事項の調査結果及び対応策等を調査職員に対し書面をもって提出すること。
検査	施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者より提出された資料に基づき、設計図書等との適否を判断し、調査職員に対し書面で報告すること。
立会	調査及び検査を行うため、その場に臨むこと。

調査職員の業務

承諾	管理技術者及び受注者が調査職員に対して書面で申し出た事項について、管理技術者及び受注者に対し、原則として書面をもって了解すること。
指示	管理技術者及び受注者に対し、工事の施工上必要な事項を原則として書面によって示すこと。

協議	協議事項について、管理技術者及び受注者と結論を得るために合議し、その結果を原則として書面に残すこと。
検査	施工の各段階で管理技術者が検査した施工状況や材料の試験結果等について、管理技術者及び受注者より提出された資料に基づき、設計図書等と適否を判断すること。
立会	工事の施工上必要な承諾、指示、協議検査及び確認を行うため、その場に臨むこと。
立会*	施工の各段階においてその監理事項内容及び工事の規模等を勘案し、必要に応じて、抽出的に立会を行うこと。
確認	管理技術者の調査及び検査事項について、管理技術者及び受注者より提出された資料等に基づき、事前若しくは事後に適正に処理されていることを確かめること。

(2) 打合せ及び記録

ア 調査職員と受注者との打ち合わせは、次の時期に行い、工事監理業務が適切に行われるよう工事受注者と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況等について把握しなければならない。

(ア) 業務着手時

(イ) 業務計画書に定める時期

(ウ) 調査職員または管理技術者が必要と認めたとき

(3) 業務計画書

ア 業務一般事項

(ア) 業務の目的

(イ) 業務計画書の適用範囲

(ウ) 業務計画書の適用法令

(エ) 業務計画書の適用基準類

(オ) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する。

イ 業務工程計画

対象工事の実施工程と整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。なお、検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

ウ 業務体制

(ア) 受注者の管理体制

(イ) 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項(出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項)を記載する。現場定例

会議に参加しない場合は、受注者が請負者等と施工状況の確認のため、密接
に連絡をとる方法について記載する。

(ウ) 管理技術者等の経歴

(エ) 業務フロー

エ 業務方針

仕様書に定められた本業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受
注者として特に重点をおいて実施する業務等についても記載する。

(4) 貸与資料

※対象工事の設計図書

(5) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等がある場合は、建築基準法等の法令に基づき官公庁等
の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し調査職員に
提出し、検査に立会う。

(6) 検査

受注者は、工事監理業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければ
ならない。

受注者は、前項の業務完了の通知を行うまでに、以下の書類で構成する業務完
了報告書及びその他書類等を調査職員に提出すること。

ア 業務完了報告書

工事受注者等が提出した協議書ならびに施工図等の検討資料に対し、必要事項
を詳細に記載するとともに、5 提出書類の表の管理技術者が提出する書類を
添付する。

イ その他書類等

◎建築士法第20条第3項に基づく工事監理報告書

5 提出書類

本業務の実施に当たっては、次の書類を遅滞なく提出すること。

<書類名>

1	管理技術者・担当技術者通知書
2	業務計画書（任意様式）
3	工事監理業務部分検査及び部分支払申請書（部分払がある場合）
4	打合せ記録簿
5	工事出来形報告書（毎月初め）
6	業務完了報告書（任意様式）
7	業務完了通知書
8	引渡書

6 積算根拠（基準・単価）

（１）本業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠している。

（２）平成３０年３月より適用の単価により委託費を算出している。

7 特記事項

◎工事途中において、別途指示する中間検査を実施する。

◎関係法令の手続きを含む。（建築物の計画の変更が生じた場合も同様とする。工事関係者が行うものを除く。）

◎計画の変更等が生じた場合、その対応を検討し調査職員と協議をすること。

◎施工に際して、近隣住民との調整については的確に助言すること。

◎本監理業務が対象としている工事は、現在入札手続き中である。この

ため対

象となる工事が契約に至らない場合は、本監理業務の契約を行わないことがある。

◎工事の進捗状況により履行期間の変更を行う場合がある。なお、履行

期間の

変更に伴う委託契約金額の変更は行わない。